

各報道機関 様

KJ00730166

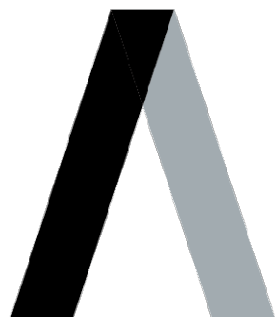
2026年10月2日

発信課	消防本部予防課（訓練内容について：消防本部警防課）
担当者	旭川市消防本部予防課 滝澤・嶋田
連絡先	電 話 74-3584
	F A X 33-1191
	E-mail yoboshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 ☒ 募集 ☐ 契約・入札 ☐ 会議・説明会 ☐ その他 ☐
日 程	令和8年10月15日 9時00分 ～ 令和8年10月15日 9時45分
発表項目 (行事名)	令和8年「秋の火災予防運動」に伴う総合訓練の実施について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	令和8年秋の火災予防運動に伴い、自衛消防隊による自衛消防訓練を含む総合訓練を実施し、市民に防火意識の高揚を促すことを目的としています。 旭川市総合庁舎の自衛消防隊による自衛消防訓練活動、はしご車を使用しての高所からの要救助者の救出や、消防車からの一斉放水を実施します。 訓練終了後は、訓練参加者に向け市長から挨拶があります。 訓練日時：令和8年10月15日（木）9：00～ 訓練場所：総合庁舎 詳細は添付資料をご確認ください。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たってのお願い	当日は、9時から取材対応可能です。 取材して頂ける場合は、事前に御連絡ください。
備 考	

令和 8 年

「秋の火災予防運動」 総合訓練実施要領



ASAHIKAWA CITY

旭川市消防本部

総合訓練実施要領

1 訓練目的

令和8年秋の火災予防運動に伴い、大規模事業所の自衛消防隊訓練を含む総合訓練を実施し、市民に防火意識の高揚を促す。

2 訓練日時

令和8年10月15日（木） 9時00分から9時45分まで

3 訓練場所

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎

4 訓練想定

(1) 出動指令

旭川市総合庁舎の4階「相談室4A」において火災が発生、庁舎内に複数名の逃げ遅れ者がいる状況で、自衛消防隊が初期消火及び避難誘導を実施しているものである。

(2) 要救助者等

要救助者は5人とする。

ア 要救助者A＝7階廊下（消防職員＝負傷なし・独歩可能）

イ 要救助者B＝4階廊下（市職員＝負傷なし・独歩可能）

ウ 要救助者C＝3階廊下（市職員＝負傷なし・独歩可能）

エ 要救助者D＝2階廊下（市職員＝負傷なし・独歩可能）

オ 要救助者E＝1階廊下（ダミー＝負傷あり『右下肢の骨折疑い』・独歩不能）

5 訓練概要

(1) 自衛消防隊

ア 119番通報訓練

イ 初期消火訓練

ウ 避難誘導訓練

(2) 旭川市消防本部

ア 指揮隊による現場指揮本部設置運用訓練

イ 消防隊及び救助隊による要救助者救出訓練

ウ 消防隊及び救助隊による放水訓練

エ 救急隊による救護訓練

(3) 旭川市消防団

ア 第1分団による現場指揮本部設置運用訓練

イ 第2分団による要救助者搬送訓練及び放水訓練

ウ 第3分団による要救助者搬送訓練及び放水訓練

エ 第4分団による要救助者搬送訓練及び放水訓練

6 訓練参加隊（順不同）

(1) 旭川市役所

総合庁舎自衛消防隊ほか

(2) 旭川市消防本部

南指揮隊、南救助隊、南梯子隊、神楽タンク隊、北タンク隊及び東光救急隊

(3) 旭川市消防団

第1分団、第2分団、第3分団及び第4分団

7 訓練参加隊の待機位置及び部署位置

別紙（秋の火災予防運動総合訓練 全体図）のとおり

8 訓練講評

消防本部次長 藤岡 拓

9 安全管理

安全管理員として本部職員が参加する。

10 服装

消防職員

訓練参加隊は非常装（緊急脱出隊員のみ救助服）、本部職員は活動服（ビブスを着用し、必要に応じて防寒衣等を着用する。）、保安帽及び編上靴とする。

訓練活動概要

1 自衛消防隊

4階の「相談室4A（別図4）」で出火を確認し、119番通報及び初期消火活動を実施、市民を屋外まで避難誘導する。

その後、到着した消防隊に状況を伝達する。

2 消防部隊

(1) 南指揮隊

ア 待機場所（別図1）から出動、指定の場所（別図2）に部署する。

イ 神楽タンク隊が確保した関係者（防火管理者）からの情報を受け、各隊に活動の下命をするとともに現場指揮本部を設置し、現場指揮に当たる。

ウ 逃げ遅れ者なしを確認後、南救助隊（屋上）に緊急脱出を下命する。

エ 脱出完了後、一斉放水の号令をかける。

(2) 神楽タンク隊

ア 指定の場所（別図3）に事前設定（部署）とする。

イ 小隊長は、関係者（防火管理者）を確保し、現場指揮本部まで誘導する。

ウ 隊員にあっては、南梯子隊の活動支援（要救助者Aを引継ぎ、救護所へ誘導する。）及び梯上放水のための中継送水を行う。

(3) 北タンク隊

ア 待機場所（別図1）から出動、指定の場所（別図2）に部署する。

イ 北側階段を使用して出火階（4階）へ向かい、エレベーターホール内の連結送水管の放水口にホースを接続し、隊員3名で火点室に進入、火点制圧を行う。

ウ 制圧後、階段室付近で発見した要救助者Bを救護所まで避難誘導する。

エ 避難誘導後、自隊の第1線を担当し、大隊長の号令で一斉放水を実施する。

(4) 南救助隊

ア 指定の場所（別図3）に事前設定（部署）とする。

イ 出火階より上階の逃げ遅れ者の確認及び避難誘導を行う。

ウ 逃げ遅れ者なしを大隊長へ報告後（タイミングは進行員の指示によるものとする。）、大隊長から緊急脱出命令を受け、屋上から隊員2人が緊急脱出する。

(5) 南梯子隊

- ア 指定の場所（別図３）に事前設定（部署）とする。
- イ 7階の窓から要救助者Aを救出し、神楽タンク隊員へ引き継ぐ。
- ウ 要救助者Aの引継ぎ後、大隊長の号令で一斉放水（梯上放水）を行う。

(6) 東光救急隊

- ア 待機場所（別図１）から出動、指定の場所（別図２）に部署する。
 - イ 指定の場所（プラケードで明示）に救護所を設置し、要救助者の観察を行う。
 - ウ 第4分団により救出された要救助者E（ダミー人形・担架収容済）を救急車内に収容し、搬送を開始する（搬送開始のタイミングは進行員の指示によるものとする。）。
- ※ 実際には搬送は行わず、サイレン吹鳴及び出入口付近までの走行とする。

(7) 第1分団

- ア 待機場所（別図１）から出動、指定の場所（別図２）に部署する。
 - イ 現場指揮本部にて、大隊長と協力して指揮活動を行う。
 - ウ 第2分団に、2階の避難誘導を指示する。
 - エ 第3分団に、3階の避難誘導を指示する。
 - オ 第4分団に、1階の避難誘導を指示する。
 - カ 避難誘導完了後、北タンク隊とともに、一斉放水を行うよう指示する。
- ※ 北タンクの第2線、第3線及び第4線を使用するよう指示する。
- キ 一斉放水終了後、講評場所に集合する。

(8) 第2分団

- ア 待機場所（別図１）から出動、指定の場所（別図２）に部署する。
 - イ 現場指揮本部に集合（隊長のみ）し、副団長から2階の避難誘導の下命を受ける。
 - ウ 北側階段から2階に至り、避難誘導及び要救助者Dを救護所まで避難誘導する。
 - エ 避難誘導後、北タンクの第2線を使用し、大隊長の号令で一斉放水を実施する。
- ※ 放水位置及び放水のタイミングは、付近訓練進行員から合図あり。
- オ 一斉放水終了後、講評場所に集合する。

(9) 第3分団

- ア 待機場所（別図1）から出動、指定の場所（別図2）に部署する。
- イ 現場指揮本部に集合（隊長のみ）し、副団長から2階の避難誘導の下命を受ける。
- ウ 北側階段から3階に至り、避難誘導及び要救助者Cを救護所まで避難誘導する。
- エ 避難誘導後、北タンクの第3線を使用し、大隊長の号令で一斉放水を実施する。
※ 放水位置及び放水のタイミングは、付近訓練進行員から合図あり。
- オ 一斉放水終了後、講評場所に集合する。

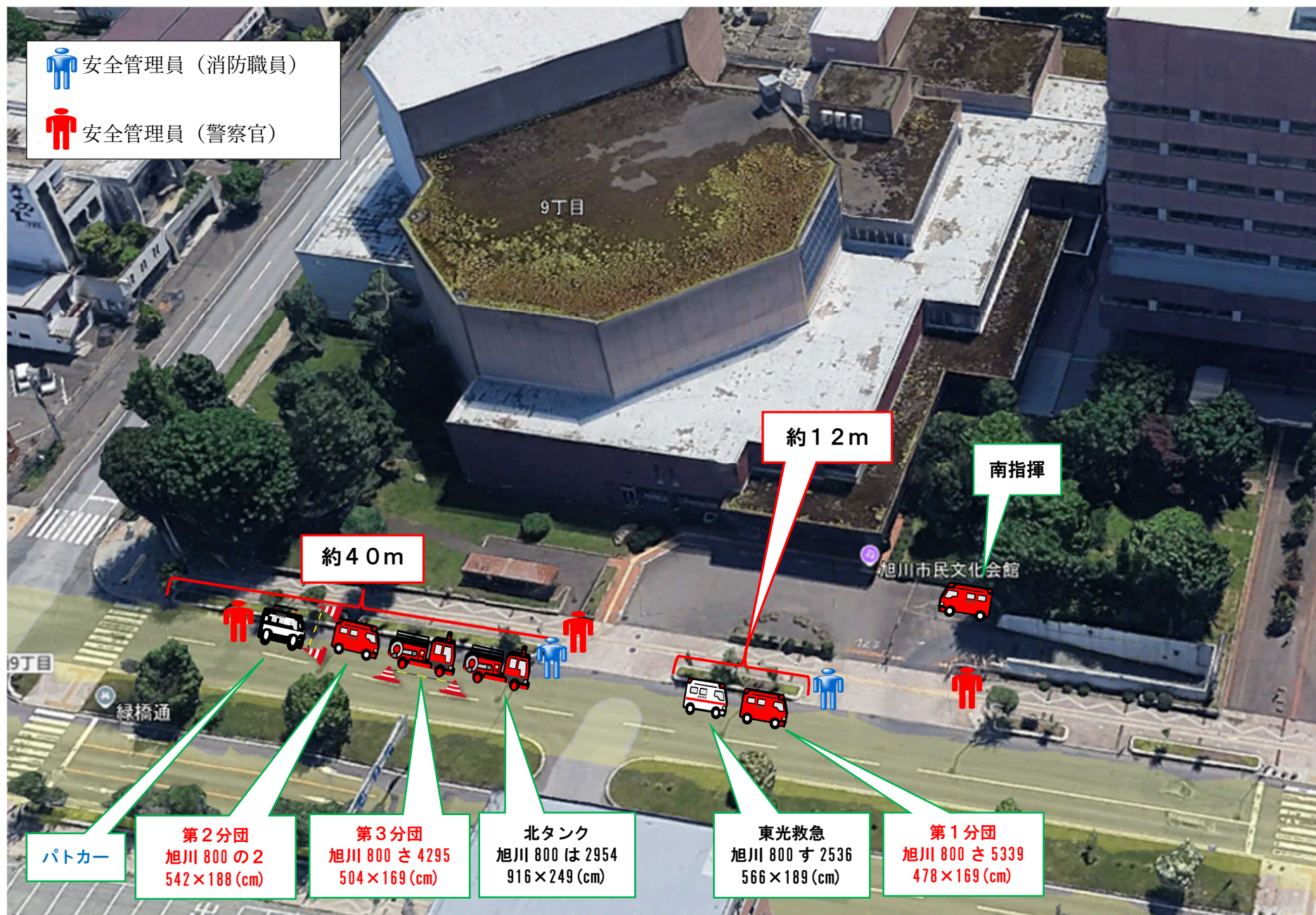
(10) 第4分団

- ア 各分団車両に分散して乗車し、待機場所（別図1）から出動、指定の場所（別図2）に部署する。
- イ 現場指揮本部に集合（隊長のみ）し、副団長から1階の避難誘導の下命を受ける。
- ウ 1階の避難誘導及び北側階段付近で発見した要救助者E（ダミー人形・担架収容済）を救護所まで搬送し、東光救急隊へ引き継ぐ。
- エ 引継ぎ後、北タンクの第4線を使用し、大隊長の号令で一斉放水を実施する。
※ 放水位置及び放水のタイミングは、付近訓練進行員から合図あり。
- オ 一斉放水終了後、講評場所に集合する。

3 その他

- (1) 一斉放水に必要な資器材は、北タンク及び神楽タンクの積載（65mmホース2本、二股分水器2器、50mmホース4本、ガンタイプノズル4個）を使用するものとし、放水条件は、次のとおりとする。
 - ア 放水圧力は、「0.5MPa」に設定する。
 - イ ノズル展開角度は、「ストレート（棒状）放水」とする。
 - ウ 放水角度は、「約70度」とし、バルコニー上に放水する。
※ 各放水隊は、一斉放水の合図前にエア抜きを完了させておくこと。
- (2) 災害の輻輳、大規模災害の発生等による訓練参加隊の変更又は総合訓練の中止等が必要な場合は、警防課長と署担当次長とが協議し決定する。
- (3) 指令センターからの出動指令時のみ情報系無線を使用し、大隊長の「了解」の返答以降、同無線は使用しない。以降、活動隊の無線連絡は、署活系無線2波のみを使用する。（安全管理員及び進行員は、3波を使用する。）
- (4) 要救助者はゼッケンで明示する。

- (5) 訓練時、各訓練参加車両は訓練旗を使用する。
- (6) 各隊は進行員の合図で順に出動し、出動の際は赤色灯及び前照灯を点灯し、サイレンを吹鳴する。
 - ※ 南指揮、第1分団、東光救急、北タンク、第3分団、第2分団の順で出動する。
- (7) 訓練終了後、赤色灯及び前照灯を消灯、車両のエンジンを停止し、講評場所に集合して整列する。
 - ※ ホース等の資器材撤収は、講評中に進行員が行うこととする。
- (8) 旭川中央警察署職員は、待機場所（別図1）にて一般車両の誘導後、現場指揮所付近で訓練参観する。



(部署位置図)

